

J A 情 報

農畜産課 8月

《令和7年産米初検査》

*8月12日（火）西部広域・伊能・野田・小見・桁沼・瑞穂・扇島・香取検査場にて検査実施予定です。

《生産履歴記帳運動》

*生産履歴記録簿は、記帳漏れや記帳間違いが発生してしまうと産地の信頼を失うことになりますので、正確な記帳をお願いします。

*1枚目（一番上）2枚目（青色）は、出荷時（もしくは7月・8月外務デー等）に回収し、最終確認（点検）を実施して下さい。

《飼料用米等を生産する皆様へ》

*飼料用米等は適正に流通させてください。

飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流しや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！

- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米として出荷し、交付金を申請する事。

さらに区分管理の場合はこんな行為も違反です！

- 飼料用米として生産した米を主食用として販売する事。
- 主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し交付金を申請する事。

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、

不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

- ・ 等外取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組みを認めない。
- ・ 当年産の経営所得安定対策等にかかるすべての交付金を返還させる。
- ・ その名称及び違反事実を公表する。

などの措置が講じられることがあります。